

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

(1) 概要

幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の事業者が新制度における給付を受けるためには、認可に加え、市町村長による確認を受けなければならないとされており、確認を受けた施設及び事業者の運営基準については、国基準を踏まえ、各市町村が条例で定めることとされております。

(2) 本市の独自基準案

暴力団の排除について

野々市市暴力団排除条例に基づき、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の事業者は、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有してはならない」とする規定を設けます。

項目	国の基準		本市の基準案
	教育・保育施設	地域型保育事業	
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所及び認定こども園の利用定員は、20人以上とする。 ○ 利用定員は、子ども・子育て支援法第19条に掲げる区分(ただし、3号認定の子どもについては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。)ごとに定めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用定員は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①家庭的保育事業:1~5人 ②小規模保育事業(A・B):6~19人 ③小規模保育事業(C):6~10人 ④居宅訪問型保育事業:1人 	国の基準 どおり
説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。 		
正当な理由のない提供拒否の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ○ 利用定員を超える申込があった際に選考を行う場合は、事前に選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。 【1号認定】 抽選、申込順序、設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 【2・3号認定】 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ○ 自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な教育・保育施設又は地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 		
要請への協力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の利用について市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 		
受給資格等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育の提供を求められた場合は、保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。 		
小学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、小学校等との密接な連携に努めなければならない。 		
緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は、現に教育・保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 		
連携施設の確保	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・集団保育を体験させる機会の設定 ・相談、助言、その他の支援 ・代替保育 ・終了後の接続先の確保 ○ 居宅訪問型保育事業で乳幼児に対する保育を行う場合は、当該乳幼児の障害、疾病の状態に応じ、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。 	
利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育及び地域型保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。 ○ 保護者に対してあらかじめ、用途、金額、支払を求める理由を書面によって明らかにし、同意を得た場合は、以下の費用負担を保護者に求めることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該教育・保育に要する費用として見込まれる額と、教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額。(文書による同意が必要) ② ①以外で次に掲げる費用(領収書の交付が必要) <ul style="list-style-type: none"> ・日用品、文房具等の購入に要する費用 ・教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ・食事の提供に要する費用 ・教育・保育施設等に通う際に提供される便宜に要する費用 ・上記のほか教育・保育に必要な費用で保護者負担が適当なもの 		

項目	国の基準		本市の基準案
	教育・保育施設	地域型保育事業	
教育・保育の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の区分に応じて、それぞれ次に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 【幼保連携型認定こども園】 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 【認定こども園】 幼稚園教育要領・保育所保育指針 【幼稚園】幼稚園教育要領 【保育所】保育所指針 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 	
教育・保育に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ○ 定期的に保護者その他の関係者(施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 	
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ① 施設・事業の目的及び運営の方針 ② 提供する教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 教育・保育の提供日、時間、休業日 ⑤ 利用者負担等の種類、理由、金額 ⑥ 利用定員 ⑦ 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項 		
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の勤務の体制を定めておかななければならない。 ○ 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 		
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用定員の定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度途中における教育・保育に対する需要の増大への対応等、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 		国の基準どおり
平等に取り扱う原則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの国籍、信条、社会的身分又は教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 		
虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 		
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○ 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ○ 小学校等に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかななければならない。 		
苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提供した教育・保育に関する保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録しなければならない。 ○ 提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は市町村の職員からの質問等に応じ、苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。 		
事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の発生、再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。 ① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ○ 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ○ 教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 		

網掛け欄は「従うべき基準」

項目	国の基準		本市の基準案
	教育・保育施設	地域型保育事業	
暴力団排除のための措置	—		本市独自の規定を設ける。 特定教育・保育施設等は、その社会的責任に鑑み、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有してはならない。

○ 附則

網掛け欄は「従うべき基準」

項目	国の基準	本市の基準案
特定保育所に関する特例	○ 特定保育所は、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要があると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。 ○ 特定保育所は、市町村から保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 ※特定保育所とは・・・ 特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所。 子ども・子育て支援法附則第6条では、「特定保育所については、当分の間、保育に通常要する費用の額を、市町村から設置者へ委託費として支払い、保育費用は市町村が保護者等から徴収する」こととしている。（現行制度のまま）	国の基準どおり
利用定員の経過措置	小規模保育事業C型にあっては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	国の基準どおり
連携施設の経過措置	家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	国の基準どおり